

議案第 3 号

沖縄県教育庁組織規則等の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県教育庁組織規則等の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月12日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

公益財団法人北部地区医師会の設置する北部看護学校が、令和8年4月から設置者変更により公立大学法人名桜大学附属の公立専修学校となることに伴い、県教育委員会において学校教育法（昭和22年法律第26号）で定める設置廃止等に関する事務が生じることから、関係する規則を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（事務局）

第17条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。

2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。

（事務の委任）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

（監督庁への委任）

第19条 学校教育法、学校教育法施行令及びこの省令の規定に基づいてなすべき認可の申請、届出及び報告の手続その他の細則については、文部科学省令で定めるもののほか、公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共

同して設立する公立大学法人を含む。) の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事が、これを定める。

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県教育庁組織規則等の一部を改正する規則

(沖縄県教育庁組織規則の一部改正)

第 1 条 沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第34号を第35号とし、第33号を第34号とし、第27号から第32号までを 1 号ずつ繰り下げ、第26号の次に次の 1 号を加える。

(27) 市町村立の専修学校に関すること。

(学校教育法施行細則の一部改正)

第 2 条 学校教育法施行細則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「及び第 2 号若しくは」を「、」に改め、「政令第25条第 3 号」の次に「又は政令第26条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号」を加え、「政令第26条第 1 項第 3 号」を「同項第 3 号」に改める。

第 4 条を次のように改める

第 4 条 削除

第 5 条中「第23条第 9 号」を「第23条第10号」に改める。

第11条第 1 項中「第 9 号」を「第10号」に改める。

第18条第 1 項中「第 2 条から第 5 条まで」を「第 2 条、第 3 条、第 5 条」に改め、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 第 2 条、第 3 条、第 5 条、第10条第 1 項及び第11条第 1 項の規定は、市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設置する公立大学法人を含む。）が設置する専修学校に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	法第 4 条又は政令第25条第 1 号	法第130条第 1 項
第 3 条	政令第23条第 1 号、政令第25条第 3 号又は政令第26条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号	法第130条第 1 項若しくは法第131条
	同項第 3 号	法第131条
第 5 条	政令第23条第10号又は第25条第 4 号	政令第24条の 3 第 1 号
第10条第 1 項	法第 4 条	法第130条第 1 項
第11条第 1 項	法第 4 条並びに政令第23条第 2 号、第 3 号及び第10号	法第130条第 1 項

第 1 号様式中

「沖縄県教育委員会 殿
〇〇市（町村）教育委員会 ）」
「沖縄県教育委員会 殿
〇〇市（町村）教育委員会 に
（公立大学法人にあつては、所在地、法人名及び理事長の氏名）」

改め、「学校教育法第 4 条」の次に「（第130条第 1 項）」を加える。

第 3 号様式中

「沖縄県教育委員会 殿
〇〇市（町村）教育委員会 ）」
「沖縄県教育委員会 殿
〇〇市（町村）教育委員会 に
（公立大学法人にあつては、所在地、法人名及び理事長の氏名）」

改め、「（第 2 号）」を「（学校教育法第130条第 1 項）」に改める。

第 4 号様式中

「沖縄県教育委員会 殿
〇〇市（町村）教育委員会 ）」

「沖縄県教育委員会 殿

〇〇市（町村）教育委員会 殿

（公立大学法人にあつては、所在地、法人名及び理事長の氏名）」

改め、「（第26条第1項）」を「（学校教育法施行令第26条第1項・学校教育法第131条）」に改める。

第5号様式を次のように改める

第5号様式 削除

第7号様式中

「沖縄県教育委員会 殿

〇〇市（町村）教育委員会 殿

「沖縄県教育委員会 殿

〇〇市（町村）教育委員会 殿

（公立大学法人にあつては、所在地、法人名及び理事長の氏名）」

改め、「学校教育法施行令第25条第4号」の次に「（第24の3第1号）」を加える。

第11号様式中「学校教育法第4条」の次に「（第130条第1項）」を加える。

第12号様式中

「沖縄県教育委員会 殿

〇〇市（町村）教育委員会 殿

「沖縄県教育委員会 殿

〇〇市（町村）教育委員会 殿

（公立大学法人にあつては、所在地、法人名及び理事長の氏名）」

改め、「学校教育法第4条」の次に「（第130条第1項）」を加える。

（沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則の一部改正）

第3条 沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則（平成27年沖縄県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「（各種学校を含む。）」の次に「及び同法第130条に基づく専修学校」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

改正案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育庁組織規則等の一部改正に関する規則

2 改正の経緯及び必要性

公益財団法人北部地区医師会の設置する北部看護学校が、令和8年4月から設置者変更により公立大学法人名桜大学附属の公立専修学校となることに伴い、県教育委員会において学校教育法（昭和22年法律第26号）で定める設置廃止等に関する事務が生じることから、関係する規則を改正する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。〈第1条〉

総務課の分掌事務に市町村立の専修学校に関することを追加する。（第4条関係）

- (2) 学校教育法施行細則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。〈第2条〉

ア 学校の名称、位置等の変更の認可申請、届出手続に関する規定を整理する。（第3条関係）

イ 校地、校舎等の取得、処分等の届出手続に関する規定を、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）の規定に合わせて整理する。（第4条関係）

ウ 分校設置の認可申請、届出手続及び学校等の廃止の認可申請、届出手続に関する規定を整理する。（第5条・第11条関係）

エ 市町村が設置する専修学校の設置廃止等については、学校教育法第1条に規定する学校の設置廃止等に関する規定を準用する。（第18条関係）

オ 様式を整理する。（別記第1号様式、第3号様式、第4号様式、第5号様式、第7号様式、第11号様式及び第12号様式関係）

- (3) 沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則（平成27年

沖縄県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。<第3条>

教育長専決事項に、市町村が設置する専修学校の設置等の認可に関することを追加する。(第4条関係)

(4) この規則は令和8年4月1日から施行する。(附則)

4 根拠法令

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第17条及び第25条
- (2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第19条

5 関係各課との調整状況

県立学校教育課及び学校人事課と調整済み

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文

新旧対照表（第1条関係）

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(総務課の分掌事務)</p> <p>第4条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務を適正かつ能率的に処理するため、教育委員会の事務局の内部組織及び分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(総務課の分掌事務)</p> <p>第4条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会の会議に関すること。</p> <p>(2) 秘書事務に関すること。</p> <p>(3) 文書の收受、発送、審査及び保管に関すること。</p> <p>(4) 公印に関すること。</p> <p>(5) 叙勲及び表彰の総括に関すること。</p> <p>(6) 庁舎及び車両の管理に関すること。</p> <p>(7) 教育庁及び学校以外の教育機関の組織及び定数に関すること。</p> <p>(8) 教育庁及び学校以外の教育機関の職員（以下「職員」という。）の任免その他の人事に関すること。</p> <p>(9) 職員の研修に関すること。</p> <p>(10) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。</p> <p>(11) 教育庁の予算、決算及び会計に関すること。</p> <p>(12) 教育庁の事務用機器及び事務用品の出納管理に関すること。</p> <p>(13) 職員の児童手当に関すること。</p> <p>(14) 教育委員会規則等の審査及び解釈に関すること。</p> <p>(15) 公報登載に関すること。</p> <p>(16) 教育に関する公益信託の総括に関すること。</p>

- (17) (略)
- (18) (略)
- (19) (略)
- (20) (略)
- (21) (略)
- (22) (略)
- (23) (略)
- (24) (略)
- (25) (略)
- (26) (略)
- (27) 市町村立の専修学校に関すること。
- (28) (略)
- (29) (略)
- (30) (略)
- (31) (略)
- (32) (略)
- (33) (略)
- (34) (略)
- (35) (略)

- (17) 行政管理の総括に関すること。
- (18) 争訟事務の総括に関すること。
- (19) 情報公開制度の総括に関すること。
- (20) 個人情報保護制度の総括に関すること。
- (21) 市町村教育委員会の組織及び運営についての助言等に関すること。
- (22) 教育行政に関する相談に関すること。
- (23) 請願及び陳情の総括に関すること。
- (24) 広報及び広聴に関すること。
- (25) 教育行政の総合的企画・調整及び重要な施策の推進に関すること。
- (26) 県立学校の設置及び廃止に関すること。
(新設)
- (27) 教育に係る調査及び統計（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (28) 議会に関すること。
- (29) 教育事務所に関すること。
- (30) 災害対策の総括に関すること。
- (31) 公立学校共済組合に関すること。
- (32) 福利厚生に関すること。
- (33) 職員の互助団体の指導に関すること。
- (34) 他課の所管に属さない事務に関すること。

第5条 政令第23条第10号又は政令第25条第4号の規定による分校の設置についての認可の申請又は届出は、別記第6号様式の認可申請書又は別記第7号様式の届出書によつてしなければならない。

第10条 (略)

(学校等の廃止の認可申請、届出手続)

第11条 法第4条並びに政令第23条第2号、第3号及び第10号の規定による学校若しくは分校の廃止、高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科若しくは別科の廃止又は特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部若しくは高等部の廃止についての認可の申請は、別記第12号様式の認可申請書によつてしなければならない。

2 (略)

(準用規定)

第18条 第2条、第3条、第5条、第10条第1項及び第11条第1項の規定は、各種学校に準用する。

2 第2条、第3条、第5条、第10条第1項及び第11条第1項の規定は、市町村(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設置する公立大学法人を含む。)が設置する専修学校に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	法第4条又は政令第25条第1号	法第130条第1項
第3条	政令第23条第1号、政令第25条第3	法第130条第1項若しく

第5条 政令第23条第9号又は政令第25条第4号の規定による分校の設置についての認可の申請又は届出は、別記第6号様式の認可申請書又は別記第7号様式の届出書によつてしなければならない。

(設置者変更の認可申請、届出手続)

第10条 法第4条の規定による学校設置者の変更の認可の申請は、別記第11号様式の認可申請書によつてしなければならない。

2 前項の規定は、政令第25条第2号の規定による学校の設置者の変更についての届出の場合に準用する。

(学校等の廃止の認可申請、届出手続)

第11条 法第4条並びに政令第23条第2号、第3号及び第9号の規定による学校若しくは分校の廃止、高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科若しくは別科の廃止又は特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部若しくは高等部の廃止についての認可の申請は、別記第12号様式の認可申請書によつてしなければならない。

2 前項の規定は、政令第25条第1号及び第4号の規定による廃止についての届出の場合に準用する。

(準用規定)

第18条 第2条から第5条まで、第10条第1項及び第11条第1項の規定は、各種学校に準用する。

(新設)

	<u>号又は政令第26号第1項第1号若しくは第2号</u>	<u>は法第131条</u>
	<u>同項第3号</u>	<u>法第131条</u>
<u>第5条</u>	<u>政令第23条第10号又は第25条第4号</u>	<u>政令第24条の3第1号</u>
<u>第10条第1項</u>	<u>法第4条</u>	<u>法第130条第1項</u>
<u>第11条第1項</u>	<u>法第4条並びに政令第23条第2号、第3号及び第10号</u>	<u>法第130条第1項</u>

第1号様式

沖繩県教育委員会 殿	年 月 日
〇〇市 (町村) 教育委員会 <u>(公立大学法人にあつては、所在地、法人名及び理事長の氏名)</u>	
公立学校設置認可申請書	
公立学校を設置したいので、学校教育法第4条(第130条第1項)の規定に基づき、関係書類を添えて認可を申請します。	

(A4判)

(注) この申請書には、学校教育法施行規則第3条の書類及び図面のほか、次の書類を添えること。

- 1 設置理由書
- 2 設置に関する議決書の写し
- 3 設置者が市町村学校組合の場合は、その組合設置許可書の写し
- 4 児童等の入学予定数及び通学区域表
- 5 施設・設備調書
- 6 職員組織表
- 7 飲料水の定性分析表 (上水道の場合を除く。)

第1号様式

沖繩県教育委員会 殿	年 月 日
〇〇市 (町村) 教育委員会	
公立学校設置認可申請書	
公立学校を設置したいので、学校教育法第4条の規定に基づき、関係書類を添えて認可を申請します。	

(A4判)

(注) この申請書には、学校教育法施行規則第3条の書類及び図面のほか、次の書類を添えること。

- 1 設置理由書
- 2 設置に関する議決書の写し
- 3 設置者が市町村学校組合の場合は、その組合設置許可書の写し
- 4 児童等の入学予定数及び通学区域表
- 5 施設・設備調書
- 6 職員組織表
- 7 飲料水の定性分析表 (上水道の場合を除く。)

第3号様式

沖縄県教育委員会 殿	年 月 日
〇〇市(町村)教育委員会 〔公立大学法人にあっては、所在地、法人名及び理事長の氏名〕	
学校の名称(位置・目的) 変更認可申請書	
〇〇学校の名称(位置・目的)を下記のとおり変更したいので、学校教育法施行令第23条第1号(学校教育法第130条第1項)の規定に基づき、関係書類を添えて認可を申請します。	
記	
1 変更前の名称(位置・目的)	
2 変更後の名称(位置・目的)	

(A4判)

(注) この申請書には、学校教育法施行規則第5条の書類のほか、次の書類を添えること。

- 1 変更に関する議決書の写し
- 2 位置を変更する場合には、第12条の図面及び第13条の事項を記載した書類
- 3 設置者が市町村学校組合の場合は、その組合設置許可書の写し

第3号様式

沖縄県教育委員会 殿	年 月 日
〇〇市(町村)教育委員会	
学校の名称(位置・目的) 変更認可申請書	
〇〇学校の名称(位置・目的)を下記のとおり変更したいので、学校教育法施行令第23条第1号(第2号)の規定に基づき、関係書類を添えて認可を申請します。	
記	
1 変更前の名称(位置・目的)	
2 変更後の名称(位置・目的)	

(A4判)

(注) この申請書には、学校教育法施行規則第5条の書類のほか、次の書類を添えること。

- 1 変更に関する議決書の写し
- 2 位置を変更する場合には、第12条の図面及び第13条の事項を記載した書類
- 3 設置者が市町村学校組合の場合は、その組合設置許可書の写し

第 4 号様式

沖縄県教育委員会 殿 〇〇市 (町村) 教育委員会 (公立大学法人にあっては、所在地、法人名及び理事長の氏名)	年 月 日
学校の名称 (位置・学則) 変更届出書	
〇〇学校の名称 (位置・学則) を下記のとおり変更しますから、学校教育法施行令第25条第3号 (学校教育法施行令第26条第1項・学校教育法第131条) の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。	
記	
1	変更前の名称 (位置・学則)
2	変更後の名称 (位置・学則)

(A 4 判)

(注) この届出書には、学校教育法施行規則第5条の書類のほか、次の書類を添えること。

- 1 変更に関する議決書の写し
- 2 位置を変更する場合には、第12条の図面及び第13条の事項を記載した書類
- 3 学則を変更する場合には、学則を改正する規程及び学則の新旧対照表
- 4 設置者が市町村学校組合の場合は、その組合設置許可書の写し

第 4 号様式

沖縄県教育委員会 殿 〇〇市 (町村) 教育委員会	年 月 日
学校の名称 (位置・学則) 変更届出書	
〇〇学校の名称 (位置・学則) を下記のとおり変更しますから、学校教育法施行令第25条第3号 (第26条第1項) の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。	
記	
1	変更前の名称 (位置・学則)
2	変更後の名称 (位置・学則)

(A 4 判)

(注) この届出書には、学校教育法施行規則第5条の書類のほか、次の書類を添えること。

- 1 変更に関する議決書の写し
- 2 位置を変更する場合には、第12条の図面及び第13条の事項を記載した書類
- 3 学則を変更する場合には、学則を改正する規程及び学則の新旧対照表
- 4 設置者が市町村学校組合の場合は、その組合設置許可書の写し

年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

〇〇市（町村）教育委員会

校地、校舎等の取得・処分等に関する届出書

学校の校地、校舎等を下記のとおり計画したので、学校教育法施行令第26条第1項第2号の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 学校名
- 2 施設の種別
- 3 事業内容 新築、増築、改築、移築、用途変更等

(A4判)

(注) この届出書には、学校教育法施行規則第6条の書類及び図面を添えること。

第7号様式

沖縄県教育委員会 殿	年 月 日
(公立大学法人にあつては、所在地、法人名及び理事長の氏名)	
〇〇市(町村)教育委員会	
〇〇学校分校の設置届出書	
〇〇学校の分校を設置しますから、学校教育法施行令第25条第4号(第24条の3第1号)の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。	

(A4判)

(注) この届出書には、学校教育法施行規則第7条の書類及び図面のほか、分校設置前及び設置後における本校及び分校の各学年ごとの各学級別の児童又は生徒の数を記載した書類を添えること。

第7号様式

沖縄県教育委員会 殿	年 月 日
〇〇市(町村)教育委員会	
〇〇学校分校の設置届出書	
〇〇学校の分校を設置しますから、学校教育法施行令第25条第4号_____の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。	

(A4判)

(注) この届出書には、学校教育法施行規則第7条の書類及び図面のほか、分校設置前及び設置後における本校及び分校の各学年ごとの各学級別の児童又は生徒の数を記載した書類を添えること。

第11号様式

第11号様式

沖縄県教育委員会 殿	年 月 日
設置者変更認可申請書	(現) 設 置 者 (新) 設 置 者
設置者変更認可申請書	
○○学校の設置者を下記のとおり変更したいので、学校教育法第4条(第130条第1項)の規定に基づき、関係書類を添えて認可を申請します。	
記	
1 変更前の設置者	
2 変更後の設置者	

(A4判)

(注) この申請書には、学校教育法施行規則第14条の書類のほか、次の書類を添えること。

- 1 設置者の変更に関して権限を有する執行機関の変更に係る議決書の写し
- 2 設置者が市町村学校組合の場合は、その組合設置許可書の写し

沖縄県教育委員会 殿	年 月 日
設置者変更認可申請書	(現) 設 置 者 (新) 設 置 者
設置者変更認可申請書	
○○学校の設置者を下記のとおり変更したいので、学校教育法第4条_____の規定に基づき、関係書類を添えて認可を申請します。	
記	
1 変更前の設置者	
2 変更後の設置者	

(A4判)

(注) この申請書には、学校教育法施行規則第14条の書類のほか、次の書類を添えること。

- 1 設置者の変更に関して権限を有する執行機関の変更に係る議決書の写し
- 2 設置者が市町村学校組合の場合は、その組合設置許可書の写し

第12号様式

沖縄県教育委員会 殿	年 月 日
〇〇市 (町村) 教育委員会 (公立大学法人にあつては、所在地、法人名及び理事長の氏名)	
学校 (の〇〇) 廃止認可申請書	
〇〇学校 (の〇〇) を廃止したいので、学校教育法第4条(第130条第1項)の規定に基づき、関係書類を添えて認可を申請します。	

(A 4判)

(注) この申請書には、学校教育法施行規則第15条の書類のほか、次の書類を添えること。

- 1 廃止に関する議決書の写し
- 2 設置者が市町村学校組合の場合は、その組合設置許可書の写し

第12号様式

沖縄県教育委員会 殿	年 月 日
〇〇市 (町村) 教育委員会	
学校 (の〇〇) 廃止認可申請書	
〇〇学校 (の〇〇) を廃止したいので、学校教育法第4条の規定に基づき、関係書類を添えて認可を申請します。	

(A 4判)

(注) この申請書には、学校教育法施行規則第15条の書類のほか、次の書類を添えること。

- 1 廃止に関する議決書の写し
- 2 設置者が市町村学校組合の場合は、その組合設置許可書の写し

- 10) 教育財産の取得及び処分について、知事へ申出を行うこと。
- 11) 県立学校の教科書を採択し、及び教科書の発行されていない教科又は科目について教科書に準じて使用する教科用図書の使用について承認すること。
- 12) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定に基づく免許状の授与、取上げ処分の決定等に関すること。
- 13) 請願及び陳情に関すること。
- 14) 教育委員会の権限に係る事務に属する事務に係る指令、達等の文書を発すること。
- 15) 教育に関する行事を主催、共催又は後援（協賛を含む。）すること。
- 16) 沖縄県立離島児童生徒支援センターの休所日の指定、施設の使用許可等に関すること。
- 17) 教育委員会に対する審査請求を裁決すること。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

発令 : 昭和31年6月30日法律第162号

最終改正 : 令和7年6月18日号外法律第68号

改正内容 : 令和7年4月25日号外法律第29号[令和7年10月1日]

(事務局)

第十七条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。

2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。

(事務の委任等)

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2～4 (略)

学校教育法施行規則

発令 : 昭和22年5月23日文部省令第11号

最終改正 : 令和7年9月26日号外文部科学省令第25号

改正内容 : 令和7年9月26日号外文部科学省令第25号[令和7年10月1日]

[監督庁への委任]

第十九条 学校教育法、学校教育法施行令及びこの省令の規定に基づいてなすべき認可の申請、届出及び報告の手続その他の細則については、文部科学省令で定めるもののほか、公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事が、これを定める。